

公益社団法人埼玉県農林公社中期経営計画

令和5年5月29日
公益社団法人埼玉県農林公社

1 計画期間

令和5年度～令和7年度

2 基本方針

(1) 基本的な考え方

公益社団法人埼玉県農林公社（以下「公社」という。）は、県の農林施策展開の一翼を担い、発足以来、本県農林業の発展に大きく寄与してきた。

今後とも公社がその機能を評価され、役割を果たしていくためには、農林業を取り巻く情勢に柔軟かつ的確に対応するとともに、効率的、計画的な事業展開により健全な経営を確立することが不可欠である。

平成25年4月に「公益社団法人」に移行した公社は、「農林業の振興」、「地域社会の健全な発展」、「農地・森林の持つ公益的機能の維持増進」という公益的使命のさらなる達成に努めるとともに、公益事業の一層の展開に資するための収益事業に積極的に取り組んでいく必要がある。

このため、中期経営計画を策定し、取組の方向を明らかにするとともに目標達成に向けて積極的に行動していくものとする。

(2) 取組の方向

ア 県の施策を現場で実践・支援

県が農林水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した「埼玉県農林水産業振興基本計画」の実現に向けた取組を地域の農林業の現場で実践・遂行していく。

イ 効率的・効果的な事業執行による健全経営の実現

職員一人一人が経営感覚を身につけるとともに、知識・経験豊富な職員の再雇用を含めて職員の計画的採用による技術の継承・向上を図り、業務の変化に対応した持続性のある組織体制を整備する。

また、収益事業の展開による自主財源の確保などにより健全経営の実現を目指していく。

ウ 時代の潮流や県民ニーズを踏まえた事業展開

地域農林業を取り巻く状況を的確に把握しつつ新たな施策を積極的に導入するとともに、農地中間管理事業を始めとする全ての事業を定期的に検証し、時代の潮流や県民ニーズに適合した事業の展開を図る。

3 経営目標

中期経営計画の経営目標は、次に掲げる5項目とする。

- (1) 農地中間管理事業による農地集積の加速化
- (2) 農業振興支援と担い手の育成
- (3) 森林整備の推進と担い手の育成
- (4) 指定管理業務の効率的実施
- (5) 収益事業の積極的展開

経営指標

	R5	R6	R7	現状(R4)
① 農地中間管理事業の転貸面積	2,200ha	2,200ha	2,200ha	[1,219ha]
② 就農予備校等の受講者数	70人	70人	70人	[71人]
③ 分収林の整備面積	160ha	160ha	160ha	[192ha]
④ 農林公園の利用者数 [※]	126.0千人	126.8千人	127.7千人	[122.3千人]
※ 利用者数＝農産物直売所利用者＋研修室等利用者数＋学習体験等利用者数				
⑤ 収益事業収入	37,000千円	37,100千円	37,200千円	[36,875千円]

* [] 内は基準年（令和4年度）の実績値

4 実施方策

(1) 農地中間管理事業による農地集積の加速化

農業者の高齢化に伴い、農業従事者の減少が見込まれる厳しい状況の中で、将来にわたって地域の農地を守り、農業を維持・発展させていくため、地域の話し合いをもとに、担い手の確保、農地の集積・集約化を加速するとともに、基盤整備による農地の大区画化を推進する。

主要指標：担い手への農地転貸面積

現状 (R4) 1,219ha

目標 (各年度) 2,200ha

主要指標：公社営基盤整備の実施面積

現状 (R4) 86ha

目標 (各年度) 80ha

(2) 農業振興支援と担い手の育成

ア 営農支援事業の展開

(ア) 農業経営の合理化、規模拡大を支援するため、農地の畦畔撤去や農作業の受託を推進する。

(イ) 水稻などの種子更新を促進するため、優良種子の供給支援に取り組む。

(ウ) 公社の有する種苗生産機能や簡易土木作業請負機能を活かして農作業を受託し、美しい農村景観の形成や農業用施設の維持管理、見沼田圃内農地の保全管理などに取り組む。

主要指標：農作業受託面積

現状 (R4) 29ha

目標 (各年度) 40ha

イ 見沼田圃内の公有地化農地の保全と活用

- (ア) 県が見沼田圃内に保有する公有地化農地の管理を受託するとともに、その一部を就農予備校研修農地や農業体験農園、県民ふれあい農園などとして有効に活用する。
- (イ) 公社が管理する見沼田圃内の農地を活用し、都市住民との交流イベントの開催などを通じて県民の農業理解を促進する。

主要指標：公有地を活用した農業体験等の実施回数

現状 (R4) 12回

目標 (各年度) 12回

ウ 新規就農者の確保・青年農業者の育成

- (ア) 新規就農に関する総合的な相談窓口の設置、就農予備校の開設、農業経営を開始するための実践的研修の実施、農業法人等への就職斡旋などにより、新規就農者の確保に努める。
- (イ) 次代の本県農業を担う青年農業者の経営改善に資するよう、海外派遣研修、配偶者対策、組織活動支援などを実施する。

主要指標：就農予備校等の受講者数

現状 (R4) 71人

目標 (各年度) 70人

(3) 森林整備の推進と担い手の育成

ア 分収林の整備

- (ア) 公社が土地所有者との分収林契約のもとで実施している分収林について、林齢や生育状況に応じた適切な保育施業を行い、資源の充実を図る。
- (イ) 長伐期施業において収益性を高めるため、搬出間伐の取組を推進する。
- (ウ) 既契約分収林の分収割合や長伐期への変更などにより事業リスクを軽減する。

主要指標：搬出間伐の面積

現状 (R4) 0ha

目標 (R5) 5ha (R6) 10ha (R7) 15ha

主要指標：分収造林契約の変更件数

現状 (H14～R4) 累計622件 (45%)

目標 (R7) 累計832件 (61%)

※変更すべき契約件数 1,371件

イ 県営林等の整備

(ア) 県から管理を受託している県営林について、林齢などを考慮した計画的な施業を行い、森林の公益的機能の維持増進と資源の充実を図る。

(イ) 公社が有する技術力やノウハウを活かし、森林の管理、調査・測量、評価などの業務を積極的に受託するとともに、企業・団体等が社会貢献として行う森づくり活動を支援する。

主要指標：森林整備協力企業・団体数

現状 (R4) 44団体

目標 (各年度) 50団体

ウ 担い手の育成

(ア) 「埼玉県林業労働力確保支援センター」として就労相談を行う。

(イ) 林業就業者の技術向上を図るため、新規就業者を対象とした集合研修を実施する。

主要指標：林業の担い手への研修の実施回数

現状 (R4) 28回

目標 (各年度) 45回

(4) 指定管理業務の効率的実施

ア 農林公園

(ア) 県民の農林業に対する理解促進

県内で生産される野菜や果樹などを栽培展示するとともに、農作物の収穫体験、林業体験、料理・木工教室など参加型の学習事業を実施し、県民の農林業への理解を促進する。

(イ) 農林業研修機会の提供

農林業者の資質の向上を図るため、S-GAP取得のための研修や、農業用機械の操作講習などの実践的な研修の場を提供する。

(ウ) サービスの向上と施設の適切な管理

各種イベントを実施し、ホームページやSNSにより情報を発信する。
また、入園者が安全かつ快適に過ごせるよう園内各施設を適切に管理する。

主要指標：農林業学習・研修参加者数

現状 (R4) 29.8千人

目標 (R5) 33.1千人

(R6) 33.5千人

(R7) 34.0千人

イ 種苗センター

(ア) 水稻、麦類、大豆の原種の生産供給

県の生産供給計画に基づき、県育成品種の水稻「彩のかがやき」、「彩のきずな」や麦類、大豆等の原種を安定的に生産供給する。

(イ) 優良苗の生産供給

県の生産供給計画に基づき、いちご「あまりん」、「かおりん」、「べにたま」、なし「彩玉」などの県育成品種や、りんどう、わけねぎのウイルスフリー苗など、優良苗を安定的に生産供給する。

(ウ) 需要に応じた苗の受託育成

農業者や産地からの需要に応じ、野菜や花の成型苗やポット苗、水稻箱苗など、高品質な苗を育成し、農業経営の効率化や競争力の高い産地づくりを支援する。

(エ) 種苗生産における適切な生産工程管理の実践

適切な生産工程管理を行うことで、施設・資材の有効利用、環境負荷の軽減、作業事故の防止、種苗の品質向上を図る。

主要指標：受託育成事業収入

現状 (R4) 35,373千円

目標 (R5) 35,850千円

(R6) 36,000千円

(R7) 36,150千円

ウ 森林科学館

(ア) 森林・林業に関する情報の発信

地域に残る貴重な原生林をはじめとする森林の魅力や、本県における森林・林業への取組などに関する情報を発信する。

(イ) 地域の文化や自然とふれあう機会の提供

地域の文化や資源を活かした郷土料理や特産品づくり、県産材を利用した木工工作など、地域の特色を生かした体験事業や、豊かな自然を散策しながら森林・林業について学ぶガイドツアーなどを実施する。

(ウ) サービスの向上と施設の適切な管理

利用者の意見を運営に反映させることにより、サービス向上と魅力ある施設づくりを進める。

主要指標：森林科学館の利用者数[※]

現状 (R4) 4.2千人

目標 (R5) 7.0千人

(R6) 7.5千人

(R7) 8.0千人

※ 利用者数＝森林科学館入館者数＋学習室等利用者数＋イベント参加者数

エ 県民の森

(ア) 森林についての学習機会の提供

自然観察会、育林体験など森林とふれあい、学ぶ様々なイベントを開催する。

(イ) 森林空間での健康増進機会の提供

森の遊び、森のコンサートなどのイベントの開催やハイキングコースの紹介など、自然とのふれあいによる健康増進の機会を提供する。

(ウ) サービスの向上と森林・施設の適切な管理

森林に関わるボランティアやNPO法人など、県民参加のもとで森林や広場を育成・管理するとともに、周辺の市町村、関係事業者などと連携し、サービス向上と地域の活性化を図る。

主要指標：県民の森の利用者数 ※

現状 (R4) 0.5千人

目標 (R5) 2.0千人

(R6) 4.0千人

(R7) 6.0千人

※ 利用者数=遠足等の利用者数+学習室等利用者数+イベント参加者数

(5) 収益事業の積極的展開

ア 収益の柱となる直売所での販売については、出荷者数を増加させることにより取扱数量を増加させ、埼玉県産のアンテナショップ機能を更に発揮する。有機JAS認証取得農産物を取り扱うなど品揃えを充実させ、利用者の多様なニーズに対応する。

イ 公社が指定管理を行っている各施設において、一体的なイベントを開催したり、森林ふれあい施設で製作した木工品を農林公園直売所において販売するなど施設同士の連携を強化する。

ウ 各種イベントを開催し、ホームページやSNSを活用して情報を発信する。

主要指標：直売所販売収入

現状 (R4) 23,526千円

目標 (R5) 23,600千円

(R6) 23,700千円

(R7) 23,800千円

5 収支計画

(単位：千円)

	科 目	4年度実績	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		金 額	金 額	4年度対比	金 額	4年度対比	金 額	4年度対比
経 常 収 益	特定資産運用収益	393	1,407	358.0 %	1,407	358.0 %	1,407	358.0 %
	事業収益	1,012,234	1,435,436	141.8 %	1,659,429	163.9 %	1,882,075	185.9 %
	受取補助金等	399,728	431,559	108.0 %	431,559	108.0 %	431,559	108.0 %
	経常収益計	1,412,355	1,868,402	132.3 %	2,092,395	148.1 %	2,315,041	163.9 %
経 常 費 用	事業費	1,356,551	1,840,627	135.7 %	2,064,505	152.2 %	2,287,036	168.6 %
	管理費	26,037	27,166	104.3 %	27,166	104.3 %	27,166	104.3 %
	経常費用計	1,382,588	1,867,793	135.1 %	2,091,671	151.3 %	2,314,202	167.4 %
当期経常増減額		29,767	609	—	724	—	839	—

※分収森林勘定振替は、経常費用に含めている。

【2（2）ウ 基本方針 関係】

〔農地中間管理事業〕

平成26年度から農地保有合理化事業に替わりスタートした事業であり、農地中間管理機構が借り受けた農地を、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配分し、貸し付け（転貸）を行う事業です。担い手に貸し付けることを目的として、公社が取得する農地の賃借権または使用貸借による権利のことを「農地中間管理権」といいます。

※ 埼玉県においては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、公益社団法人埼玉県農林公社が平成26年3月に「農地中間管理機構」の指定を受け事業を実施しています。

【3 経営目標 関係】

〔農地集積の加速化〕

埼玉県における農地中間管理事業が開始される前の担い手への農地集積率は、平成25年度末には22%でした。事業開始から6年経過した令和元年度末には30%となり、この間の伸びは、年平均1.3ポイントでした。埼玉県農林水産業振興基本計画（令和3年度～7年度）では、令和7年度までに42%に高めることとしています。この目標を達成するためには、農地中間管理事業に積極的に取り組み、担い手への農地集積を早める必要があります。

※ 農地の「集積」とは、担い手が農地を借り入れること等により、利用する面積を拡大することです。

〔転貸面積〕

農地の集積や集約化を図るため、公社（機構）から担い手に貸し付けた面積です。

※ 農地の「集約化」とは、担い手が農地の利用権を交換することにより集団化し、農作業を連続して支障なく行えるようにすることです。

〔分収林〕

「土地所有者」、「造林保育を行う者」、「費用負担者」の3者、またはいずれかの2者で分収林契約を結び、造林・保育したのち伐採して、その収益を分け合う森林です。

分収林には、造林から始める「分収造林」と生育途中の森林の保育・管理を行う「分収育林」があります。

農林公社は、分収林特別措置法に基づき、県から森林整備法人の認定を受け、造林・保育を行う法人です。

現在、農林公社が契約する分収林契約1,547件のうち3者契約は1件のみとなっています。

【4（1）実施方策－農地中間管理事業による農地集積の加速化 関係】

公社が事業主体となつて行う農地の基盤整備を公社営基盤整備といい、「公社営埼玉型ほ場整備」と「公社営簡易基盤整備」があります。

〔公社営埼玉型ほ場整備〕

比較的小規模（概ね2ha以上20ha未満）でまとまりのある農地を対象として、畦畔撤去による区画拡大や道路・水路の整備を行う、換地を伴わないほ場整備事業です。

〔公社営簡易基盤整備〕

道路・水路の整備を行わずに畦畔撤去や整地による区画拡大を行う、換地を伴わない簡易な農地整備です。

【4（2）実施方策－農業振興支援と担い手の育成 関係】

〔種子更新〕

主穀生産農家が毎年の作付けに当たり、埼玉県主要農作物種子条例等に基づき採種された種子を用いて生産することです。

〔公有地化農地〕

見沼田圃の保全・活用を目的に、県が買い取り又は借り受けた農地です。公社では、県から委託を受け、公有地化農地を耕作可能な状態で管理するとともに、ヒマワリ・コスモスなどの花を作付けて、景観形成に努めています。

〔就農予備校〕

幅広い農業の担い手の確保・育成を図ることを目的として、新規就農希望者を対象とした農業の基礎及び実践的技術を習得するための研修の場を当公社では「就農予備校」といい、見沼田圃で開設しています。

【4（3）実施方策－森林整備の推進と担い手の育成 関係】

〔長伐期施業〕

分収林は通常50年で皆伐することを目的としていますが、長伐期施業においては、期間を20年延長し、材積を増加させて間伐による収益を得つつ、林内の光環境を改善して広葉樹を育成していくことにより、皆伐による裸地化を防止して森林の公益的機能を維持することを目的としています。

〔搬出間伐〕

材質が良い、傾斜が緩く搬出が容易であるなど、間伐材で収益を得られる場合は、林内から搬出して販売します。

[既契約分収林の分収割合の変更]

昭和59年度から平成8年度までに契約した分収割合が土地所有者40：公社60の分収林について、分収割合を土地所有者25：公社75に変更することです。

平成9年度から平成15年度までに契約した分収林は、分収割合を土地所有者25：公社75で契約しています。

[埼玉県林業労働力確保支援センター]

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、平成9年8月に埼玉県から農林公社が指定を受け、林業労働力の確保、雇用管理の改善及び合理化を促進するとともに、新規就業者の育成などの業務を実施しています。

[林業事業体]

他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う事業体です。
例えば、森林組合や素材生産業者などです。

【4（4）実施方策－指定管理業務の効率的実施 関係】

[S-GAP]

GAPとは「Good Agricultural Practice」の略であり、直訳すると「良い農業のやり方」のことです。農業に関する法律や規則、モラル等を守ることにより、食品安全、労働安全、環境保全などに配慮した持続的な農業経営をすることを意味します。

S-GAPの「S」は「埼玉県」を意味し、本県が策定したGAPのことで、県では平成26年度から、S-GAPの普及推進を図る「埼玉県農業生産安全確認運動」に取り組んでいます。

[原種]

種子生産農家に供給される「もとだね」となる種子のことです。品種固有の性質を持つ種子を供給するため、下記のように段階的に増殖をしています。

原原種 → 原種 → 一般種子（採種農家 → 生産農家）

原原種が最も純度が高く、種苗センターではこの原原種を使って原種を生産しています。

原種の条件としては、遺伝特性の保時、病気や他品種などの混じりのないこと、発芽率や発芽後の生育が旺盛であることが重要です。

【4（5）実施方策－収益事業の積極的展開 関係】

[有機JAS認証取得農産物]

有機農産物の日本農林規格を満たし、登録認証機関により認証を取得した農産物です。

農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として環境への負荷をできる限り低減した方法で栽培されています。